

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省27-①)

<p>政策分野名 【施策名】</p>	<p>国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保</p>					<p>担当部局名</p>	<p>消費・安全局(食料産業局、生産局) 【消費・安全局食品安全政策課/消費者行政課、食料産業局食品製造課(食品企業行動室)、生産局農業環境対策課】</p>						
<p>政策の概要 【施策の概要】</p>	<p>食品の生産から消費に至る一連の食品供給行程において安全管理の取組強化が求められている中、食品の安全と消費者の信頼の確保を図る。 このため、①食品の安全性の向上及び生産から消費に至る一連の食品供給行程における取組の拡大、②食品表示の適正化及び食品トレーサビリティ(注1)の取組の推進のための施策を行う。</p>					<p>政策評価体系上の位置付け</p>	<p>食料の安定供給の確保</p>						
<p>政策に関する内閣の重要政策</p>	<p>食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日) 第3 1(1)国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保</p>					<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成28年8月</p>						
<p>施策(1)</p>	<p>科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化</p>												
<p>施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】</p>	<p>「後始末より未然防止」の考え方を基本とし食品の安全性を向上させる。 このため、農業生産現場等において農産物等を汚染し、国民の健康に悪影響を及ぼすおそれのある危害要因について、実態を把握した上で適切なリスク管理措置(注2)を講じるとともに、生産から消費に至る一連の食品供給行程において、科学的知見に基づく取組等を推進する。</p>												
<p>目標① 【達成すべき目標】</p>	<p>国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された耐容摂取量を超えないレベルに抑制</p>												
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>目標値</p>	<p>年度ごとの目標値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>					
	<p>基準年度</p>	<p>目標年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>31年度</p>						
<p>(ア) カドミウム(注3)の推定摂取量</p>	<p>7 µg/kg体重/週 (耐容摂取量)</p>	<p>—</p>	<p>耐容摂取量未滿</p>	<p>耐容摂取量未滿</p>	<p>耐容摂取量未滿</p>	<p>耐容摂取量未滿</p>	<p>耐容摂取量未滿</p>	<p>耐容摂取量未滿</p>	<p>【測定指標の選定理由】 農林水産省は、化学物質の毒性、国産農畜水産物における含有実態に関する情報等に基づき、「優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」(注5)として優先的に実態調査等に取り組むべき化学物質を明らかにした上で必要に応じて安全性向上対策に取り組んでいる。具体的には、 ① 幅広い食品を対象とした含有実態調査により、食品からの摂取量を推定し、食品が安全であるのか、安全性を向上させる必要があるのかを把握 ② 調査の結果、食品からの摂取量の低減が必要と判断したものについて、安全性向上対策(生産条件・製造・加工工程の改善など)を検討・実施 ③ 安全性向上対策の有効性の検証のプロセスを順次進めているところである。 その中でカドミウムについては、上記の①から③に必要な調査が実施されており、かつ摂取量推定に必要な調査も行われているため、指標として選択した。 また、ダイオキシンについては、環境中に放出される量を減らすことが根本的な安全性向上対策であることから、「ダイオキシン対策推進基本指針」に基づき、関係府省が協力して排出削減対策を進めてきたところである。同指針に基づいて、農林水産省は農畜水産物等における汚染実態を調査しており、食品からの摂取量の推定が可能であるため、指標に含めることとした。</p>				
<p>(イ) ダイオキシン類(注4)の推定摂取量</p>	<p>4 pg-TEQ/kg体重/日 (耐容摂取量)</p>	<p>—</p>	<p>耐容摂取量未滿</p>	<p>耐容摂取量未滿</p>	<p>耐容摂取量未滿</p>	<p>耐容摂取量未滿</p>	<p>耐容摂取量未滿</p>	<p>耐容摂取量未滿</p>	<p>【目標値の設定の根拠】 国民の健康への悪影響を未然に防止するためには、食品からの摂取量を、科学的評価に基づき設定された耐容摂取量等(TDIやTWI等(注6))を超えないレベルに抑制する必要があることから、各危害要因に設定されている耐容摂取量と推定摂取量を比較して施策の効果を評価し、推定摂取量が耐容摂取量を超えていないことを目標値の「耐容摂取量未滿」として設定した。 【基準値の設定】 ア カドミウムの耐容摂取量 食品安全委員会により一週間当たり7µg/kg体重と設定されている。 イ ダイオキシン類の耐容摂取量 ダイオキシン類対策特別措置法(注7)により一日当たり4pg-TEQ/kg体重と設定されている。</p>				

目標② 【達成すべき目標】		生産から消費に至る一連の食品供給行程における安全管理の取組の強化								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
(ア) ガイドラインに則したGAP導入産地割合	23%	25年度	70%	30年度	32%	42%	51%	61%	70%	<p>食料・農業・農村基本計画においては、「農業者や産地において、農業生産工程管理(GAP)(注8)の導入が進んでいるもの、取組の水準にばらつきが見られることから、「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」(注9)に則した一定水準以上のGAPの普及、拡大を推進することとされている。このため、「ガイドラインに則したGAP導入産地割合」を指標として選定した。</p> <p>平成25年度現在、ガイドラインに則したGAP導入産地の割合は23%であり、平成30年度に70%に増加させることを目標として設定した。</p> <p>年度ごとの目標値については、毎年度、一定の割合で増加するものとして設定した。</p> <p>※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。</p>
(イ) 中小規模層(年間販売金額1億円～50億円)の食品製造事業者におけるHACCP導入率	27%	24年度	50%	35年度	35%	36%	37%	38%	40%	<p>食品事業者による食品の安全性向上の取組は、国民に安全な食品を安定的に供給する観点から極めて重要と考えており、食品の安全性の向上、品質管理の徹底等を目的にHACCP(注10)の導入を促進する必要がある。HACCP導入率は、食品販売金額規模別にみた場合、販売額が50億円以上の大手の規模層では相当程度導入が進んでいる(導入率70%以上)のに対し、1億～50億円の規模層は平成24年度時点では27%であった。</p> <p>このような中、引き続き食品業界における食品安全の取組を後押しするため、平成25年6月に「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」を改正(以下「HACCP支援法」という。)し、その有効期限を平成35年6月30日まで10年間延長した。当初の5年程度でHACCP導入の前段階の衛生・品質水準の確保や消費者の信頼の確保のための施設・体制の整備(高度化基盤整備)に取り組み、HACCP導入に取り組み事業者の裾野を広げ、残りの期間でHACCP導入を重点的に促進することとした。このため、引き続き中小規模層への導入促進を図る必要があることから、販売額1億～50億円の中小規模層におけるHACCP導入率を測定指標として選定した。</p> <p>目標値については、法律の有効期限である平成35年に50%とすることとして設定した。</p> <p>年度ごとの目標値については、平成27年度から平成33年度は前年度より1～2%程度増加、平成34年度以降はHACCPの導入が加速して前年度より3%程度増加していくものとして設定した。</p>

<p>施策(2)</p>	<p>食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保</p>																		
<p>施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】</p>	<p>食品表示は、消費者が食品の内容を正確に理解し、商品を選択していく上で判断の前提となるものである。また、食品トレーサビリティにより、食品事故等の発生時に、問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等を迅速に実施できることは、事業者の社会的信用に寄与するものである。 このため、不適正表示の監視・取締り、適正な表示に向けた食品事業者への指導・啓発等及び食品トレーサビリティの取組の推進により、食品に対する消費者の信頼の確保を図る。</p>																		
<p>目標① 【達成すべき目標】</p>	<p>食品表示の遵守状況の確実な改善</p>																		
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>									
		<p>基準年度</p>		<p>目標年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>31年度</p>						<p>年度ごとの実績値</p>				
<p>(ア) 生鮮食品の「原産地」の不適正表示率</p>	<p>15%</p>	<p>21年度</p>	<p>10%以下</p>	<p>27年度</p>	<p>10%以下</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>						<p>食品表示・規格制度の改善・強化を図り、食品表示に対する消費者の信頼を確保するために表示の遵守状況の向上、消費者に分かりやすく信頼される表示制度の実現に向けた取組目標を設定した。 これまで、消費者の食品の産地に関する関心の高まりや食品偽装表示事件を受け、生鮮食品及び加工食品の義務表示事項の適正化に向け、具体的な目標値(10%)を定めてきており、平成24年度時点で、生鮮食品、加工食品ともに10%の目標値を達成しているところ。 目標値については、平成25年度の政策評価で示された方針のとおり、27年度までの目標は「10%以下」とし、28年度以降については、食品表示法(平成27年4月施行)の施行後1年間の監視結果を踏まえ、検討を行う。</p>				
<p>(イ) 加工食品の義務表示事項(品質に関するもの)の不適正表示率</p>	<p>18%</p>	<p>21年度</p>	<p>10%以下</p>	<p>27年度</p>	<p>10%以下</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>										
<p>目標② 【達成すべき目標】</p>	<p>食品トレーサビリティの取組の拡大</p>																		
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>									
		<p>基準年度</p>		<p>目標年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>31年度</p>						<p>年度ごとの実績値</p>				
<p>(ア) 生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率</p>	<p>70%</p>	<p>26年度</p>	<p>75%</p>	<p>31年度</p>	<p>71%</p>	<p>72%</p>	<p>73%</p>	<p>74%</p>	<p>75%</p>						<p>食品のトレーサビリティは、生産から販売までの各事業者が食品の入出荷について記録・保管することにより、食品事故等の発生時に、問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等に資するものであり、より多くの事業者が取り組まれることが必要であるが、特に生産者の取組が遅れていることから、生産者の取組率を指標として設定した。 生産者の取組割合は、平成24年度69.7%、平成25年度68.8%、平成26年度70.1%と横ばいとなっているところ。 平成27年度は実践的なマニュアル(農業編、畜産業編)を作成する予定であり、平成26年度に作成した漁業編と併せて生産者向けのマニュアルが揃うことから、これらのマニュアルを活用することにより、生産者の出荷記録の保存の取組率を増加させ、全生産者の75%が取り組むことを目標とする。</p>				
<p>(イ) 流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率</p>	<p>44%</p>	<p>26年度</p>	<p>50%</p>	<p>31年度</p>	<p>45%</p>	<p>46%</p>	<p>47%</p>	<p>48%</p>	<p>50%</p>	<p>食品のトレーサビリティは、生産から販売までの各事業者が食品の入出荷について記録・保管することにより、食品事故等の発生時に、問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等に資するものであり、特に入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組は、消費者の信頼の確保に大きく寄与するものであるが、流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率は、平成25年度46.1%、平成26年度44.0%と取組が進んでいないことから、この取組率の増加を目標とした。 目標値は、流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を、全事業者の半数(50%)とする。</p>									

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			27年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成27年行政事業レ ビュー 事業番号
	24年度 [百万円]	25年度 [百万円]	26年度 [百万円]				
(1) 農薬取締法 (昭和23年)	-	-	-	-	-	農薬登録に際して、関係府省と協力して安全性の評価を行うとともに、農薬の使用基準を策定し、登録農薬の適正使用の確保、無登録農薬の取締を行う。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。	-
(2) 農業改良助長法 (昭和23年)	-	-	-	-	(1)-②-ア	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施。 普及指導員による普及指導活動を通じ、GAPの取組の推進や国産農産物の安全性及び安定供給に寄与する。	-
(3) 肥料取締法 (昭和25年)	-	-	-	-	-	肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、規格の公定、登録、検査等を行い、農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に資する。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。	-
(4) 農林物資の規格化等に関する法律 (昭和25年)	-	-	-	-	-	日本農林規格(JAS規格)の制定、普及により、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図る。 これにより、食品に対する消費者の信頼の確保に寄与する。	-
(5) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和29年)	-	-	-	-	-	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定等により飼料の安全性の確保及び品質の改善を図る。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。	-
(6) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(HACCP支援法) (平成10年)	-	-	-	-	(1)-②-イ	食品製造業における食品の安全性向上と品質管理の高度化に資するHACCPの導入を推進するため、食品製造業者が行うHACCPの導入のための体制・施設の整備及びHACCP導入の前段階の衛生・品質水準の確保や消費者の信頼確保のための体制・施設の整備(高度化基盤整備)に対して長期低利融資により支援する。 食品産業におけるHACCPの導入及び高度化基盤整備の普及・定着により、食品製造事業者の安全管理の取組の拡大・強化に寄与する。	-
(7) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 (平成15年)	-	-	-	-	-	BSEのまん延防止措置の的確な実施等のため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築する。 消費者の信頼を確保するため、牛トレーサビリティ法に基づくトレーサビリティ制度を牛の管理者等から特定牛肉の販売業者、特定料理提供事業者までに義務づけることにより、牛肉に係る個体識別情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることに寄与する。	-
(8) 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (平成21年)	-	-	-	-	-	愛玩動物用飼料の安全性の確保を図る。 当該法律に基づく安全な愛玩動物用飼料の確保により、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与する。	-
(9) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (平成22年)	-	-	-	-	-	米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、消費者の利益の増進を図るため、米穀等の取引等に係る記録を作成及び保存し、当該米穀等の産地情報を取引先や消費者に伝達する制度を構築する。 米穀等のトレーサビリティ制度を義務づけることにより、食品事故等の発生時における問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等の米穀事業者の取組の拡大・強化に寄与する。	-
(10) 食品表示法 (平成27年)	-	-	-	-	(2)-①-ア (2)-①-イ	食品の表示は、消費者の商品選択の際のよりどころとなるものであり、食品の表示の日常的な監視活動を強化するとともに、食品事業者に対する表示方法の指導を徹底することにより、食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与する。	-
(11) 有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業 (平成18年度) (主)	277 (259)	277 (264)	274	244	(1)-①-ア (1)-①-イ	食品による健康への悪影響を未然に防止し、食品の安全性向上についての取組を進めるため、有害化学物質・有害微生物の汚染実態調査を実施。得られた科学的データに基づき、必要に応じて安全性向上対策を策定・実施し、国民の健康保護に寄与する。	0010
(12) 消費・安全対策交付金 (平成17年度) (関連:27-②、⑤)	3,220の内 数 (2,756の内 数)	3,890の内 数 (3,700の内 数)	3,395の内 数	2,062の内数	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-②-ア (2)-②-イ	都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施する。①国産農畜産物の安全性の向上、②食品トレーサビリティの普及、③伝染性疾病・作物の病害虫の発生予防・まん延防止、④地域における日本型食生活等の普及の推進。 地方の自主性の下、①の取組の有害化学物質・微生物による食品汚染の実態等の汚染低減対策により、健康リスクの低減に資する。また、②の取組の生産者等のトレーサビリティの取組の普及により、食品事故等が発生した場合の迅速な回収等に資し、消費者の健康被害の拡大の防止に寄与する。更に、①及び②の取組により、食の安全及び安定供給に寄与する。	0007
(13) 産地活性化総合対策事業 (平成22年度) (関連:27-⑨、⑪)	5,445の内 数 (3,960の内 数)	2,904の内 数 (1,781の 内数)	2,882の内 数	2,343の内数	(1)-②-ア	国民への食料の安定供給を図るため、産地の収益力向上に向けた取組や食料自給率向上に向けた生産拡大の取組等を支援。 GAPの指導者や生産者リーダーを養成する研修会の開催等のGAPの導入支援や質の向上により、国産農産物の安全性及び安定供給に寄与する。	0132

(14)	協同農業普及事業交付金 (昭和58年度) (関連:27-⑨、⑩)	2,706 (2,706)	2,435 (2,435)	2,409	2,409	(1)-②-ア	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施。普及指導員による普及指導活動を通じ、GAPの取組の推進や国産農産物の安全性及び安定供給に寄与する。	0121
(15)	食品の品質管理体制強化対策事業 (平成26年度) (関連:27-③)	-	-	236	205	(1)-②-イ	日本の食品事業者による食品の安全性と国際的な信頼の向上を図るため、衛生・品質管理に関する情報等の調査・分析、HACCPの導入促進等に関する研修の実施、輸出に対応したHACCP導入についての助言、指導を行う専門家の派遣等を行う。この支援措置により、国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の導入の促進に寄与する。	0031
(16)	産地表示適正化対策事業委託費 (平成24年度) (主)	0 (0)	49 (43)	19	21	(2)-①-ア (2)-①-イ	科学的な分析により得られる原産地判別データを活用して、食品の表示の適正化に努める。このため、農林水産省が行う疑義事業者に対する客観的データに基づく取締を強化するため、原産地を推定する技術を持つ民間分析機関に対して、分析を委託し、食品表示の適正化に寄与する。	0015
(17)	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費 (平成13年度) (主)	6,659 (6,626)	6,657 (6,653)	6,691	6,809	(2)-①-ア (2)-①-イ	①農薬取締法等関係法令に基づき、農業生産資材(農薬、肥料、飼料及び飼料添加物)の安全性の検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく資材製造業者等への検査等を実施、②食品表示の真正性についての検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく食品製造業者等への立入検査等を実施、③これらの事業の実施に必要な施設・機器を整備する。 当該事業の実施により、安全な農業生産資材を確保し国産農林水産物や食品の安全性の向上及び食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与する。	0004
(18)	トレーサビリティ対策事業 (平成15年度) (主)	276 (269)	281 (272)	254	249	(2)-②-ア (2)-②-イ	①牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の確実な実施を図るため、と畜された全ての牛の枝肉から肉片を採取し、照合用サンプルとして保管し、②農林水産省が小売店から購入した牛肉と、照合用サンプルを同一性分析し、正しい個別識別番号の伝達が行われているかを確認する。 トレーサビリティの取組の推進により、食品事故等が発生した場合の迅速な回収等に資し、消費者の健康被害の拡大の防止に寄与する。	0005
(19)	動物用医薬品対策事業 (昭和38年度) (主)	61 (52)	108 (96)	132	119		①動物用医薬品の有効性、安全性を確保するため、承認申請資料の国際的調和、試験方法のガイドラインの作成、動物用再生医療等製品の安全性等に関する試験方法の開発、②動物用医薬品の品質、有効性及び安全性の確保を目的とした都道府県の薬事監視員による検定品の採取、製造所への立入検査、③新技術を活用したワクチンや、防疫上重要だが日本で発生がない疾病、市場規模が小さい家畜等に対する動物用医薬品の開発及び供給の促進等を行う。 当該事業を通じ、有効で安全な動物用医薬品を畜産農家に供給することにより、安全な畜産物の安定供給に寄与する。	0002
(20)	生産資材安全確保対策事業 (平成18年度) (主)	473 (445)	603 (498)	546	478		生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等のため、科学的データ(毒性試験、残留試験、実態調査等)の収集・分析を実施する。また、生産資材のリスク管理措置を推進するため、その基礎となる分析・試験法の開発等を実施する。 本事業で得られた科学的データや分析・試験法に基づき、生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を着実に実施し、食の安全と消費者の信頼の確保に寄与する。	0009
(21)	感染症対策等の域内協力体制確立に向けた動物用医薬品開発・供給体制整備事業費 (平成23年度) (主)	22 (22)	19 (18)	16	11		アジア地域で流行する疾病に対応した動物用医薬品の開発と供給体制の基盤を整備する。 当該事業の実施により、アジア地域で流行する疾病に対する日本の動物用医薬品の効果を確認し、アジア地域の動物衛生の向上と我が国の動物衛生・食品安全性の向上に寄与する。	0014
(22)	有機農産物生産行程管理記録作成支援事業委託費 (平成25年度) (主)	-	8 (7)	6	11		有機JAS認定取得に必要な農産物の生産行程管理記録等について、効率的かつ簡易に入力可能な電子機器等を利用した標準的帳票を作成することにより、認定取得の推進を図り、有機農産物等に対する消費者の信頼の確保に寄与する。	0017
(23)	有害微生物リスク管理強化対策事業委託費 (平成27年度) (主)	-	-	-	13		微生物の自主検査を行うためのガイダンス(手引書)の作成に当たり必要な情報を収集するため、生産者等に対する野菜の衛生管理の理解を促進するための指導、野菜、機器等を対象とした微生物検査、野菜の衛生管理指針の取組状況に関するアンケート調査等を実施する。 手引書を作成し、野菜の衛生管理の実践を促進することを通じて、食品の安全性を向上させるとともに、国民の健康保護に寄与する。	新27-0002
政策の予算額[百万円]					18,946			
政策の執行額[百万円]								

(注1)「予算額計」欄及び「27年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	食品からの推定摂取量:トータルダイエツスタディ(厚生労働省)(注11)
		達成度合の判定方法	厚生労働省が実施しているトータルダイエツスタディのデータ等を用いて、危害要因の推定摂取量と耐容摂取量との比較によって施策の効果を把握・評価する。 (耐容摂取量未満:A(おおむね有効)、耐容摂取量を超過:C(有効性に問題がある))	
	目標②	指標(イ)	把握の方法	(1)日本人の食品群ごとの平均摂取量:国民健康・栄養調査(厚生労働省) (2)魚介類中のダイオキシン類濃度:水産物中のダイオキシン類含有実態調査結果(農林水産省) ※食品からのダイオキシン類一日摂取量調査(厚生労働省)によると、日本人の食品からのダイオキシン類摂取のうち、魚介類の寄与は約9割と推定。
		達成度合の判定方法	厚生労働省や農林水産省等が実施している実態調査等のデータを用いて、危害要因の摂取量を推計し、耐容摂取量との比較によって施策の効果を把握・評価する。 (耐容摂取量未満:A(おおむね有効)、耐容摂取量を超過:C(有効性に問題がある))	
	目標③	指標(ア)	把握の方法	野菜、米、麦、果樹、大豆の産地強化計画等を作成している産地を対象に毎年実施している調査により把握する。 ガイドラインに則したGAP導入産地数を、調査対象とする産地数で除した割合とする。 ガイドラインに則したGAP導入産地数は、本調査において、GAPの導入状況について、「実践中」もしくは「合意形成済み」と回答した産地のうち、ガイドラインとの関係について、「満たしている」と回答した産地の数。 「実践中」の産地とは、GAPのチェックリストを作成又は活用し、対象産地において生産者に配布している産地又は実践している産地。「合意形成済み」の産地とは、検討会等において、産地として次期作にGAPを導入することについて生産者、産地の関係者等の合意形成が行われた産地。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-25年度基準値)/(当該年度目標値-25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
指標(イ)		把握の方法	「食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査」(食料産業局企画課)を実施して、HACCP導入率を把握する。	
		達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値-基準値(24年度))/(当該年度の目標値-基準値(24年度))×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	
施策(2)	目標①	指標(ア) 指標(イ)	把握の方法	地方農政局等が実施する一般調査(毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査)の結果を集計して把握。
		達成度合の判定方法	各年度の達成度合(%)=(基準値-各年度の実績)÷(基準値-目標値)×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	
	目標②	指標(ア) 指標(イ)	把握の方法	農林水産省が行う調査による。
		達成度合の判定方法	各年度の達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)÷(当該年度目標値-基準値)×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	

2. 用語解説

注1	食品のトレーサビリティ	生産、加工及び流通の特定の1つまたは複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること。トレーサビリティを確立することにより、食品事故発生時の食品回収等をより迅速に行うことが可能となる。
注2	食品の安全性に関するリスク管理	科学的な知見に基づいてリスク低減が必要なハザードを特定し、全ての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置の決定、実施、検証、見直しを行うこと。
注3	カドミウム	鉱物中や土壌中などに天然に存在する重金属
注4	ダイオキシン類	主に廃棄物の焼却過程などで非意図的に生成される化学物質で、強い毒性を示し、難分解物質であるとともに、環境中の生物や人体の脂肪組織に蓄積することが知られている。ダイオキシン類は、一種類ではなく、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン75種類、ポリ塩化ジベンゾフラン135種類、コプラナーPCB十数種類の総称で、そのうち毒性があるものとされるものはそれぞれ7種類、10種類、12種類ある。
注5	農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質及び有害微生物	有害化学物質はカドミウムやアフラトキシン等26種類、有害微生物はカンピロバクター、腸管出血性大腸菌等6種類が設定されている。
注6	耐容摂取量	ある物質を一生にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される最大の摂取量。物質の毒性により1日当たり(TDI : tolerable daily intake)、1週間当たり(TWI : tolerable weekly intake)、又は1か月当たり(TMI : tolerable monthly intake)で定められ、体重1kg当たりの量で表される。主に汚染物質の毒性指標として使われる。
注7	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康を保護するため、施策の基本とすべき基準(耐容一日摂取量及び環境基準)、排出ガス、排出水に関する規制及び、汚染土壌に係る措置等を整備。 なお、農林水産省では、「ダイオキシン対策推進基本指針」(平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、農畜水産物中のダイオキシン類濃度の実態調査を実施。
注8	農業生産工程管理(GAP)	農業生産工程管理(GAP)とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。
注9	農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン	食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度等を俯瞰して、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組を明確化するため、高度な取組内容を含む先進的な農業生産工程管理(GAP)の共通基盤として農林水産省が平成22年4月に策定したもの。
注10	HACCP	食品の製造工程ごとに、あらかじめ危害を予測し(危害要因分析)、危害防止につながる特に重要な工程(重要管理点)を継続的に監視・記録するシステム。これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取検査に比べて、より効果的に、安全性に問題のある製品の出荷を未然に防止できるとされる。
注11	トータルダイエツスタディ	摂取量を推定する方法の一つ。人が通常の食生活において、特定の化学物質をどの程度摂取しているかを推定する方法。微生物の摂取量推定には適さない。